

原子力損害二法の概要

竹内昭夫

一 前提と構想

(1) 前提

原子力二法の構想を客観的に制約する
 枠としては次のような前提があった。

まず技術的には、原子力事故の原因・
 確率や災害の規模等が必ずしも明確に
 なっていないという点である。もちろん
 その特性が、事故発生の可能性が極めて
 少ない反面、一旦起きると巨大な災害を
 及ぼす点にあることは明らかであるが、
 今まで第三者に損害を与えた原子力事故
 としてはウインズケールの事故だけであ
 って資料に乏しく、どの程度の放射能被
 曝によって人体にどの程度の被害を生ず
 るかも必ずしも明らかでないし、他面
 事故防止のための技術的改善が日々に進
 められているからである。第二に政治的
 には、原子力の開発と平和利用の推進と
 という政策が——その適否については議論
 があるにせよ——とにかく現にとられて

おり、その方法として国家資金による研
 究開発だけでなく、民間会社が大型発電
 炉を輸入して実用化することも——安全
 性の見通しさえつけば——敢えて認めて
 ゆくという態度が、二法の構想をねる段
 階において既にとられていたというこ
 と、いいかえれば、民間企業による開発
 をためらわせるような立法、外国業者が
 装置・燃料等の供給をしなくなるような
 損害賠償体制では、右の政策にそわない
 ことになるという事実であった。第三に
 国際的には、原子力災害の特質として、
 それが国際的な範囲に及ぶことも予想さ
 れるため、損害賠償体制についても国際
 的な規制をなさざるをえず、国際原子力
 機関において、その最低基準を定める統
 一条約が立案されつつあり（後掲の星野
 助教の論文参照）、したがって、でき
 るだけ条約案の線に沿ったものでなけれ
 ば、早晚改正を迫られることになるとい
 う点である。第四に賠償資金を調達する
 方法として民間保険を利用しようとする

場合、わが国の保険の引受能力が低い
 め、外国保険会社に再保険の引受を求め
 ざるをえず、したがって保険の内容が、
 わが国の保険会社の意向だけでなしに、
 外国の保険会社の意向によっても制約さ
 れるという点であった。そしてこのこと
 は、単に民間からの賠償資金調達のあり
 方を制約するだけでなしに、それとかみ
 合うべき国家補償のあり方をも制約する
 わけであり、その意味で二法の構想に大
 きな影響を及ぼしたのである。

(2) 基本方針

以上の前提の上に建てられた基本方針
 の第一は、いままでもなく被害者の徹底
 的な保護であり、第二は、損害賠償体制
 の合理化によって原子力産業の発展を助
 けようというにあった（賠償法一条）。第
 一の要請をみたすためには、原子力事業
 者の対第三者責任を重くすること、そ
 の賠償義務が迅速・確実に履行されるよ
 う、賠償資金を用意させる必要がある。

(3) 基本的構想

このことは勢い原子力事業者の負担を重
 くすることになるが、これは必ずしも
 第二の要請と矛盾するものではない。け
 だし一方において完全な賠償体制をつく
 ることが——たとえば用地の買収を円滑
 にするという形で——原子力事業の発足
 を容易にするという面が少なくないとい
 うに、他方において、責任が重くてもそ
 れが——保険料のように——平均化され

た負担でありさえすれば、企業としては
 これに対処しえないわけではないからで
 ある。およそ企業にとって致命的なの
 は、負担や支出自体ではなくて予測しえ
 ないそれらである。従って原子力開発を
 民間企業によっても推進しようという政
 策をとる限り、最少限度必要なのは、万
 一の事故の場合の予測しえない責任を、
 予見可能なものに転換することである。
 原子力二法は、まず以上の二つの要請を
 みたさなくてはならぬはずであり、もし
 批判されるとすれば、ほかのどの点より
 もここに焦点がおかれるべきであろう。

以上の前提と方針から、どのような構
 想が出てくるか。まず被害者の徹底的な
 保護をはかるためには、第一に原子力事
 業者に無過失責任を課す必要がある、第
 二に原子力事業者に十分な賠償資金を準
 備させる必要がある。つぎに原子力事業
 の円滑な発展をはかるためには、第一に
 関連産業を第三者に対する賠償義務から
 守るべく、原子力事業者に責任を集中す
 る必要がある、第二に賠償資金の準備
 を、原子力事業者の負担を平均化させつ
 つ行なわせるためには、保険の締結を強
 制した上で、保険でカバーしえない額と
 事故については、国が資金調達の役割を
 引受ける必要が出てくる。そこでわが国
 の原子力損害賠償体制は、業者の無過失

責任・責任集中と民営保険と国家補償の三本の柱で組立てられることになった。このことは、今までに成立をみている米・英・西独・スイス・スウェーデンの五ヶ国の原子力立法においてひとしく認められていただけでなく、昨年七月二十九日に調印された欧州経済共同体の「原子力の分野における第三者責任に関する条約」(パリ条約)や国際原子力機関(IAEA)で作成された「原子力災害民事責任の国際的最低基準に関する条約案」でも、むしろ当然のこととして前提されているといつてよい。このようにわが国の原子力二法の構想は、少なくとも基本的には、これら諸国の立法や条約と同じ考え方をとっているわけである。

ところで右の三つの柱は相互にどういふ関係に立つか。第一に民事責任と保険との関係は、外国の再保険に出す関係もあって、当初から責任保険として構想が練られていたため、原子力事業が、自らの賠償責任の履行による損失の填補を受けるために、自らの負担において締結する保険であつて、少なくともその大筋においてにははっきりしている。

れば、国はコマーション・ベースで保険を引受けるにとどまり、賠償責任の経済的負担はすべて原子力事業者に負わされるわけであつて、国としては、賠償体制を通じて原子力産業の経済的援助をするわけではない。これに対して後者の方法をとれば、国は原子力事業のために無償で賠償責任を肩代りすることになり、業者は民間保険の保険料以外には何らの負担も負わぬことになる。国家補償についていかなる形を選ぶかは、経済的には、国が危険の引受に対する対価としての程度の要求をするかという、産業保護政策的判断によつてきまるわけであるが、そのことは同時に、原子力事業者の民事責任のあり方にも大きく影響する。けだし前者の型をとる場合には、事業者の責任限度を非常に高くし免責事由を極度にしなければ被害者保護を全うしえないことになるが、後者の型をえらぶとすれば、保険金額を同時に原子力事業者の責任限度とするとも、また保険が引受ける以外の危険については前者を免責することも——被害者保護の要請をみたしつづ——可能になるからである。このように国家補償のあり方は、民事責任のあり方と、相互に規定し合う密接な関係に立っている。

第三に国家補償と保険とは、賠償資力の保障としての役割を分け合うわけであるが、第一次的な役割をになう保険が、

できるだけ広範囲な危険を引受けかつ多額の保険を提供することが政策的に望ましいのは当然であるにしても、法律的に問題になるのは、保険と国家補償とを精密にかみ合わせることに、いかにすれば、そのどちらによつても填補されない危険を残してはならないという点である。けだし、このような事態の発生は、業者にとっては破産の危険を、被害者にとつては、充分な賠償を得られない危険を意味するからである。

以上のように、民事責任の厳格化と責任保険の強制と国家補償という三本の柱は、民事責任の上に保険が重なり、さらにその上に国家補償が乗るといふ関係に立つとともに、逆に国家補償のあり方が民事責任のあり方を制約するという関係に立つことになる。そしてわが国の国家補償の仕方は各国のそれと比べていくつかの特色を示しており、そこにまた原子力二法の最も大きな問題があるといえよう。

二 適用範囲

原子力事業について特別の損害賠償体制が必要になるのは、それが原子力利用に特有な大規模な公衆災害をおこすおそれがあるからである。そこで第一に広い意味では原子力関係の事業であつても核燃(原)料物質の製錬やアイソトープの

利用などは、原子炉の運転などと違って大規模な災害を起すおそれはないと考えられるため、——それぞれ他の法律(規制法三条一・二条、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律)で災害予防のための規制をしてはいるけれども——、二法の対象とはしないことにし、対象となる原子力事業の内容を限定した。即ち、(イ)原子炉の運転を中心として、(ロ)核燃料物質の加工や使用・使用済燃料の再処理のうち別に政令で定めるもの、(ハ)及び(ニ)に附随してなされる核燃料物質の運搬・貯蔵または廃棄の三つのグループを、「原子炉の運転等」と総称して二法の対象となる事業としている(賠二条一項・四項、補償契約法一条)。

第二に、かかる内容の原子力事業を行なう者の中でも、本法の対象になるのは、特別法による規制をうける日本原子力研究所・原子燃料公社のほか、規制法の許可を受けた者に限られる(賠二条三項)。従つていわばもぐりの原子力事業者が原子力損害をおこした場合は、——規制法による罰則(七七条以下)が適用されるのは当然であるにしても——損害賠償は一般原則によることになるが、このような「もぐり」の原子力事業を行なわしめないよう監督すべきであるし、また実際問題としてそれを見逃すこともありえないとの考えのもとに、このように限定されたわけである。

第三にかかる事業者が加えた損害であっても、単なる機械的災害(たとえば暖房用石炭ボイラーの爆発)は、原子力事業に特有の災害ではないから、一般原則に委ねることにし、二法の対象となる損害をいわゆる核的災害による損害に限ることにし、これを「原子力損害」と呼んでいる(賠二条二項、契一条)。

そして後述のように責任保険や国家の補償や援助は、かかる「原子力損害」の賠償にあてる資金を準備するわけであるが、一つの問題は、——人体に対する傷害を考えれば明らかなように——原子力損害と機械的損害とが重なり合う場合には、被害者の死亡がどちらの傷害を原因として生じたか、必ずしも明瞭に区別しえない場合も考えられる。そこで現在の責任保険では、原子力損害と一般災害とを合わせて填補しようとしている(約款一条)。従って、このように一般災害を含めて五十億円の責任保険契約を締結しても、それで「原子力損害を賠償するための措置(賠六条)を五十億円そなたといえるかどうか、厳密には問題の余地があるし、また逆に国の補償や援助は(賠一〇条・一六条)「原子力損害」について行なうことになっているため、理論的には一貫するにしても、具体的損害が果して原子力損害かその他の一般災害かの認定が困難な場合が出てくるおそれがないではない。「原子力損害」について

次に注意すべき点は、それが右のようにいわゆる核的災害による損害を意味するということは、損害の範囲を、「死亡」、人体傷害、財産の滅失または毀損」(IAEA案一条一〇項本文)という、いわば「直接的損害」に限る趣旨ではなく、核的災害に「よる」と認められる限り、つまり相当因果関係があると認められる限り、いわば「間接的損害」、つまり慰籍料や休業利益の喪失、退避命令による退避損失等をもすべて含むとしている点である。この点については、西独(二五條)、スイス(二二条一項・一四條)のように、限度のある賠償資金を直接損害を受けた者に効果的に配分しようとの立場から、原子力損害を直接損害に限っている国もあるが、わが国では、後述のように原子力事業者の責任を制限していないため、およそ核的災害と因果関係のある損害はすべて本法によって賠償の請求をなしうることにしている。したがって、賠償法による請求のほかに、民法の不法行為に関する規定によって請求されることはないわけである。IAEA案でも、原則的には直接損害に限るとしつつ、国内法で間接損害を含ませうることとしているので(二条一〇項但書a)、この点は矛盾しないといえよう。

第四に、以上の事業による「原子力損害」であっても、原子力事業者自身とその従業員の受けた損害は、いずれも公衆

災害ではないから除外される(賠二条三項但)。そのため従業員災害は、労基法や労災保険法によって処理されることになるが、放射線障害については、一般の事故や疾病と違ってその認定に技術的困難があるだけでなく、補償の範囲についても——遺伝的影響などのように、——他の従業員災害にはない特殊性をもって、従って、一般の従業員災害と同じに扱うことは妥当でなく、労災制度の中で原子力災害に関する特別の規定を設けて労災制度の中で右の矛盾を解決するか、それとも原子力事業の従業員は、労基法・労災法による第一次的な給付に加えて、それで不十分な部分については賠償法に従って使用者から完全な補償を受けけることにするか、いずれの方向をとるにせよ、立法措置を急ぐ必要がある(1)。

(1) この問題については、三四年一月に原子力産業会議が発表した「原子力補償問題報告書」——従業員災害を中心として——がある。

三 損害賠償責任

(1) 無過失責任と免責事由

原子力施設を「土地の工作物」と解して民法七十七条の責任を課すにしても、「工作物の設置及び保存の瑕疵」を被害者に立証させることは無理であり、この

点をめぐって紛争がながびいては被害者の救済に欠けるから、無過失責任の原則を明示したのは当然であろう(賠三条一項本文)。諸外国の立法でも当然のこととして明定されているところであり(西独二五条一項、英四條一項、スイス二二條一項、スエーデン五條一項)、例外的に規定をおかないアメリカ法も、積極的に普通法上の不法行為の原則をこの場合にも認めるといふよりは、不法行為についての立法の権限が州に属するため、連邦法たるブライス・アンダーソン法では規定しえないという消極的理由に基づくと思われる。

問題はむしろ「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」を免責事由とした三条一項但書にある。たしかにOEECのパリ条約でも、国内法で別の規定をおかない限り「戦闘行為、侵略、内乱、叛乱、又は異常な性格の巨大な自然的災害」が免責事由となると定めており(九條)、IAEA案でも戦争、侵略等のほか「異常性をもった巨大な天災に直接起因する原子力事故」については、国内法で免責しうることとしており(三條二項)、この案がそのまま条約となればわが賠償法は条約の基準をみたすことにはなる。しかし第一に問題になるのは、「異常に巨大な」という包括的・弾力的な表現が、具体的にはどの程度の「天災地変又は社会的動乱」を意味するかという点である。天災

地変であっても、原子力災害が発生した際のカタストロフィックな事態を考えれば、たとえば地震や風水害でも——関東大震災や伊勢湾台風のように——およそ経験的に考えられるような程度のものに對しては万全の防護措置がなされるべきは当然であり、じつづ日本原子力発電株式会社が入る「コールドホール」型原子炉は関東大震災の二ないし三倍の地震までの耐震性をもつよう設計されている。このことは、『社会的動乱』についても同じであつて、戦闘行為によるものであつても、小さな流れ弾が當つた程度で生じた損害などは、免責事由にならないことは当然である。従つて、ここで免責される「天災地変又は社会的動乱」とは、現在の技術をもつてしては、経済性を全く無視しない限り、防止措置をとれないような、極めて限られた「異常かつ巨大な」場合を意味するわけである。

第二に問題になるのは、かりに右のように限定された形にせよ免責事由を認めることが、被害者に補償しないという結果を導いてもよいのか、という問題である。被害者としては、附近に原子炉等が設置されていたため、他の地域では生じなかつたような特殊な原子力損害を受けたのに、その賠償がえられないのでは不満であろう。ドイツ法が免責事由を全く認めていないのは、右のような考え方も一つの理由になつてゐるのであるが、

反面においてドイツでは、責任保険を典型とする「賠償措置によつては填補されない」範囲では、連邦は原子力事業者に補償しなければならぬ、と定めてゐる(三六条一項)。従つて被害者には常に賠償するけれども、責任保険で填補されない危険については、国が負担するという体制がとられてゐるわけである。わが国の災害補償専門部会の答申も、基本的にはこの立場をとつてゐた。つまり無過失責任のカウンター・パートとして「異常かつ巨大な自然的又は社会的災害」については免責するけれども、責任保険で填補されない危険については、——五十億を越える損害が生じたときや、ほんらい保険でカバーされる事故であるにも拘わらず業者の告知義務違反等により保険金が支払われない場合と同様に、——すべて国が補償するといふ体制をとるべきだと考え、ただこの場合でも、工作物の設置・保存に瑕疵があつたために事故が生じたと認められる限りにおいて、国は事業者に求償しうるものとすべきだと考へてゐた。したがつて答申の構想では、どの範囲の「自然的・社会的災害」が免責事由かといふ問題は、業者が国に納付すべき補償料決定の一資料にすぎない問題であつて、被害者に対する救済には全く無関係であつた。ところが賠償法では、国は、業者が責任を負う危険による災害については、業者との契約による補償義務を負い(賠一〇条)、五十億以上の損害については、賠償義務履行のための「援助」を行なうけれども(賠一六条)、業者が免責される場合については、被害の拡大防止と「被害者の救助」しか行なわな

いと定めてゐる(賠一七条)。したがつて、具体的な「天災地変又は社会的動乱」が「異常に巨大」であると認められるか否かによつて、被害者に完全な賠償が行なわれるか、救助しか行なわれぬかがきまることになる。その意味で三条一項但書は、文言としては答申と殆んど同じであるにも拘わらず、答申の構想とは全く別の極めて大きな意味をもたされるに至つたわけであり、それだけに一六条・一七条との関連において一層限定的に、つまり原子力損害を受けた者のために補償をすることが全く不可能なような、広範囲かつ甚大な被害を伴なう「自然的、社会的災害」かどうかといふ要素を含めて判断しなければならなくなつたといへよう。

既に原子力事業者に無過失責任を負わせる以上、供給者の一般原則による責任を残しておくことは、一見被害者保護のために望ましいことのように見える。しかし供給者としては、万一の場合には何十億の賠償義務を負わされて破産する危険がある限り、供給を拒むのは当然であるし、またかりに自ら賠償責任保険を締結して供給しようとする、保険の引受能力はそれでも不十分なのに、これが細分化されてしまふ結果、原子力事業者の保険による賠償資力は著しく低下し、国としてはこれらの供給者にも一々国家補償をしなければ被害者保護を全うしえなくなる。さらに被害者としても原子力事業者者に無過失責任を追求しうる以上、あえて供給者等の過失や瑕疵を調べてこれらの者から賠償を求めめる必要もない。以上の諸理由により、賠償法では「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により」与えた原子力損害については「当該原子炉の運転等に係る原子力事業者」が賠償責任を負ふと定め(三条一項)それ以外の者は賠償責任を負わぬこととした(四条)。これがいわゆる法律上の責任集中であつて、英(四二条二項)、スイス(一一二条五項)、パリ条約(六条b)、IAEA条約案(二条四項)がこれを定めてゐるが、アメリカやドイツではこの方法をとつてはいない。しかしこれらの場合でも原子力事業者に対する供給

(2) 責任集中と求償権

(4) 民法の一般原則によれば、ある原子炉の事故が、炉の設計者や機器の製造業者や工事請負業者つまり広い意味での供給者の過失や部品の瑕疵によつて生じた場合には、供給者は炉の設置者に対して契約上の責任を負うほかに、第三者に對して不法行為責任を負ふことになる。

を円滑ならしめ、かつ保険の能力の細分化を防ぐことは当然必要であるから、原子力事業者が供給者の負うおそれある不法行為責任を契約で肩代りするとともに、原子力事業者は、自分だけでなくこれら供給者等を一括して被保険者とする賠償責任保険を締結することになる。これがオムニバス方式といわれる方法であって、原子力事業者が記名被保険者となるが、その中には供給者等がれば被保険者群としても担保されていることになる。この方法は法律上の責任集中と違つて、いわば、契約による責任の肩代りと賠償資金の集中にすぎないから、それだけ法律関係を複雑にし、供給者の不安を除くという点からみると充分ではない。アメリカでは前述のように不法行為法が州の権限に属するため、連邦法たるプライス・アンダーソン法で責任集中を行ないえず、従つて保険による資金の集中が行なわれている。またドイツでは、法律上責任を集中する旨の規定をおいてはいないが、業者の備えるべき損害賠償措置は、かかる供給者等の責任をも填補するものでなければならぬと定め（一五・一六条）、またこれら供給者についても国家補償を行なうものとし（三六条一項）、資金の集中を法律上強制している。いわばアメリカの行き方とわが国やイギリスの行き方との中間の形をとっているといえよう。

いずれにせよわが国では、賠償法によって法律上の責任集中が行なわれたため、もはや保険契約上オムニバス方式をとる必要はなくなつたわけであり、従つてこれまでオムニバス方式をとっていた普通約款を改定するための認可申請が現在原子力保険プールから大蔵省に提出されている。

(四) 以上のような責任集中は、原子炉の設置者についていえば、炉の運転による原子力損害だけでなく、運転に附随してなされる核燃料物質の運搬・貯蔵・又は廃棄によつて生じた損害についても行なわれるわけであるが（賠二条一項）、核燃料の加工業者から炉の設置者へ、或いはそこから再処理業者へというように、原子力事業者相互の間で核燃料物質（二条四項）を運搬する場合には、それがどの原子力事業者の事業に附随してなされた運搬かが問題になるため、この場合には、その核燃料物質の受取人である原子力事業者だけが賠償責任を負ふこととした（賠三条二項、四条）。運搬も受取側の事業者に対する役務の供給であるとの観点から、それを受ける者に責任を集中したわけであるが、反対に、荷送人が危険な核燃料物質を梱包すること、しかも最も危険な使用済燃料の運搬については、それを炉で使用することによつて危険性を高めた炉の設置者に責任を負わしめるべきではないか、などの理由から、

責任を荷送人に集中することも考えられないではない。

いずれにせよ賠償法三条二項が規定しているのは、わが国の規制法によつて許可を受けた「原子力事業者」（二条三項）相互間の運搬であるから、外国の原子力事業者とわが国の原子力事業者との間の運送については、二項ではなくて三条一項が適用されることになる。つまり国際輸送については、——日本法が適用される限り、——わが国の「原子力事業者」の事業に「附随してする運搬」（賠二条一項）と認められる範囲では、わが国の原子力事業者が、受取人であると荷送人であると問わず、責任を負ふことになる。具体的には、契約によつて定められる引渡の時期・場所から、また返還の時はそこまでの責任を負ふことにならう。

ただ国際輸送については、誰がどのような形の責任を負うかにつき国際的規制がなされようとしており、条約の内容如何によつてはそれとの調整が必要になるかも知れない（IAEA条約案二条）、（なお、星野・本号所掲の論文参照）。

(五) 被害者に対する関係では事業者に責任を集中しても、事業者が供給者等に對して持つのは、求償権を一般原則に對して持つものでは、供給者等は万一の危険を慮つて供給を躊躇するであらうし、また供給者が求償義務履行にそなえて保険を締結しようとするれば、やはり保険の

引受能力が細分されてしまうことになる。そこで求償権の制限が問題になるが、米・英・独では法律上この点について特別の規定をおいていないのに対し、スイス（一三条一項）、スウェーデン（九条三項）、パリ条約（六条イ）では、求償しうる相手方を、故意に損害を生じさせた者（スイスでは放射性物質を撈取した者及びかくした者を含む）と特約で求償権を留保しておいた相手方に限定しており、IAEA条約案作成のための本年五月の政府間委員会では、後者と同趣旨のA案と、広義の供給者に過失（Fault or Negligence）がある場合には広く求償権がある旨のB案とが審議され、A案が有力ではあったものの未だ確定するに至っていない。

このように法律上求償権の制限をしない国もいくつかあるけれども、この場合でも、保険の細分化と累積を避けるためには、保険契約で少なくとも広義の供給者に対しては原子力事業者が求償権を放棄し、従つてまた保険会社も求償権を代位取得しないものとせざるをえない。その意味では、責任集中についてと同様に、求償権についても契約による制限よりは法律による制限の方が簡明である。

この点につき賠償法五条は、原子力事業者と契約関係にある者とそれ以外の第三者とを分けて、それぞれにつき求償権

に関する原則を示しつつ、契約による変更の自由を認めることとした。すなわち、原子力損害が「原子炉の運転等」に使われる資材の供給、運転、設計等の役割や、——原子力事業者自身の従業員のそれを含めて——労務の提供によって（因果関係のある限り、原子力事業者と直接契約関係に立つか、その下請というように間接的に契約関係に立つかを問わない）生じた場合には、これら資材・役務・労務を供給・提供した者又はその者の従業員に故意があった場合に限り、それぞれ故意のあった供給・提供者またはその従業員に求償しうることとした。しかし供給者の従業員に故意があったからといって、その供給者に求償を認めるわけではないから、実際問題として従業員に対する求償権は経済的には殆んど価値がないだろうし、供給者等に故意がある場合というのも、——供給者は殆んど会社だろうから、その代表取締役が故意で命令する場合が、理屈としては考えられるにはせよ——事実上ありえないことだろう。五条一項但書は、積極的に故意ある場合に求償権がある旨を明らかにしたというよりは、むしろ消極的に、故意があっても責任を負わないだけでなく求償もされないと規定することは、立法の建前として妥当でないという考えに出たものと考えられる。

右のような直接・間接の契約関係にならぬ第三者によって原子力損害が生ぜしめられた場合（たとえば飛行機の墜落や、米軍の演習の際の誤爆）には、その第三者に故意だけでなく過失があったときにも求償しうる（賠五条一項本文）。このように賠償法は主観的要件を区別してはいるが、求償権に関する特約は自由なので（五条二項）、責任保険では求償権放棄特約条項を設け、保険金支払の限度で原子力事業者は「いかなる他人に対してもその理由のいかんを問わず求償権を行使しない」とし、また保険会社としても「求償権を代位取得しない」ことを明定しようとしている（現在認可申請中）。つまり保険の填補する範囲では全面的な求償権の放棄が行われるし、またその範囲外でもおよそ原子力事業者と直接・間接に契約関係に立つ者は全面的な求償権放棄を要求するであろう。従って実際に求償権の行使が問題になるのは、契約関係にない第三者の故意・過失で生じた損害につき、国が補償をし、補償の範囲で国が原子力事業者の求償権を代位取得する場合（契約法一二条）だけであろう。しかしそう考えても、純粹の第三者について「過失」を含めている点では IAEA 案の A 案よりも求償権が広く、また——A 案が特約を認めない趣旨だとすれば——故意の場合にも特約による放棄の自由を明定している点で弾力的だという相違があるといえよう。

(3) 責任限度と国の援助

(4) わが賠償法は、原子力事業者の責任について限度を定めず、賠償措置額以上の損害を生じた場合には、政府が事業者を「援助」することによって賠償義務の履行を確保する（一六条）という体制をとっている。このように、形式的にせよ業者に無限責任を課している国は他に例がない。即ちアメリカでは、原子力事故当り、百万ドルから六千万ドルの範囲で定められる損害賠償措置額に五億ドルの国家補償を加えた額（約二十億ドル）で責任を制限しており（一七〇条 c）、西独では、損害賠償措置の額については施設毎に定めるが（一三一条一項、これを含めて一原子力事故当り五億マルク（四百五十億円）に達するまでは連邦が補償すると定めるとともに（三六一条一項）、事業者の責任もこれを限度としている（三八一条一項）。

これらは、国家補償を含めた額で責任を制限したわけであるが、これに対してスイスでは一原子力施設当り四千万フラン（三三億円）の保険を強制するとともにこれをもちて責任限度とし（二二条六項、二二条二項）、それ以上の損害が生じたときは連邦が必ず国家補償をすることにしており（二七一条一項）、スエーデンでも一原子力事故につき二千五百万クローネ（一七億円）の保険をつけさせると

ともにこれを責任限度額とし（六一条一項、一〇条）、それ以上の損害を生じたときには国家補償すると定められており（一三条三項）、パリ条約も一原子力事故につき五百萬ドル（二八億円）ないし千五百萬ドル（五四億円）の範囲で国内法の定める額を限度額とし（七条 a 項、b 項）、それを填補するための賠償措置を強制している（二〇条 a 項）。さらに IAEA 案でも、国内法で責任限度を定める場合の最低基準につき、一原子力事故につき五百萬ドル、一原子力施設につき一年間に千五百萬ドルという線が出されており（四二条）、それを履行するための賠償措置を強制しようとしている（六一条一項）。これらの立法・条約では、責任限度をきめる単位も（事故か施設か）額も違っているが、いずれも賠償措置額で民事責任の限度を画し、（従ってアメリカや西独の方式に比べ一般的に限度額が低い）、国家補償を民事責任の枠の上に積み上げようとする構想をとるものといえよう。

以上二つの型の中間を行くものとして、英国法は、画一的に責任限度を定めないで、措置額以上の損害が生じたときは、それを履行するための措置を議会が講じない限り事業者は賠償の支払を要しないと定めて（四二条四項但）、事故発生後に具体的に妥当な処理をすべきことを明らかにしている。わが賠償法の立場は、この英国法の行き方に最も近いことは確

かであり、未知の要素の少なくない原子力損害に対して、弾力的な運用を図りうるといふ特色は認められるにしても、少なくとも次の二点では英国法とも決定的な相違を示している。第一は、かりに国が援助をしなくても、またそれが遅れても事業者は責任を免れないという点であり、第二は、政府は所定の要件を充せば必ず無制限に「援助」すると約束している点である。

(四) そこでわが国では、どういふ場合に国の「援助」がなされるか。第一に原子力事業者が賠償すべき原子力損害が賠償措置額をこえたときであることを要するから、事業者が免責される場合には(賠三条一項但)、「援助」ではなくて「救助」しかなされない(賠一七条)。しかし賠償措置額をこえた以上は、それが一度の事故で超過したか二度以上の事故でこえたかは問わないから、かりに一度の事故で五億の保険金が支払われた後、復元命令が出されぬまま再び六十億の損害が生じたような場合は、合計六五億の損害のうち十五億について国が援助することになる。つまり第二の事故が発生したときには、填補を求める額としては四五億しか残っていないが、炉の運転等をなす間を通じて一サイトにつき五十億という額の損害賠償措置は講じられていたのであるから、それを超える額について援助がなされるわけである。第

二の要件として、この法律の目的、つまり「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資する」(賠一条)ため必要と認められる場合であることを要する。従って被害者に充分な賠償がされなかったり、また賠償義務履行のため原子力事業者が著しい負担を負わせることになっては、右の目的に反するわけであるから、このような結果を避けるために必要な「援助」をするわけであって、財政能力の限界を理由に「援助」を拒むことはできない。しかしそのために必要かどうかは第一次的には政府が判断することになっていゝ。そこで必要性の判断の公正を期するため、損害発生の際には政府のとった措置を被害状況とともに国会に報告せしめることにし(賠一九条一項)、また原子力委員会の内閣総理大臣に対する意見書も、そのまま国会に提出しなければならぬと定めて(同二項)、国会によつても必要性の判断をチェックすることにしている。

第三に以上の要件を充す限り、「必要な援助を行なうものとする」、つまり必ず行なうのであって、「行なうことができる」のではない。第四に政府の援助は昭和四六年末までに開始された「原子炉の運転等」に係る原子力損害についてなされる(賠二〇条)。これは補償契約とともに、国の関与が何時まで必要かを再検討する機会を留保したものであるが、

それまでに開始されたものであれば、それ以後も引続き——補償契約はもろろん——援助も約束されるわけである。

以上の要件の下に行なわれる「援助」の種類としては、補助金を交付して賠償の履行にあてさせる場合が中心をなすが、このほかに低利融資や融資の斡旋等も考えられないではない。

(五) このように賠償履行に必要な限りは無制限な援助が約束されているとすれば、わが賠償法は、世界の立法の中で被害者保護と事業者保護を最も完全に実現した理想的な体制だといえるはずである。ところが原子力事業が最も不満と不安を感じているのも——それが正当な不安かどうかは賠償法の解釈如何によつて見解が岐れるにせよ——じつはこの点なのである。というのは、専門部会で当初考えられたのは、保険で填補されない一切の場合、つまり保険の主観的なあな、客観的なあなと(四(4)参照)、賠償措置額以上の損害が発生した場合には、すべて国が一定額までは当然の義務として、「補償」することにし、そこで事業者の責任を限定するという、いわば西独法のとの構想であった。

ところが、このような形は国の財政能力からみて困難だという政府部内の強い意見が出たため、それとの妥協・調整の結果まとめられたのが、保険のあなについては補償契約によつて填補するが、損

害賠償措置額を超える損害については「援助」するという、現行法の構想であった。従つて立法経過からみれば「援助」は「補償」からの後退を意味するはずであつて、決して被害者と原子力産業保護への前進を示すものではない。そうだとすれば、措置額を十億や二十億位越える程度の損害の場合には、事業者が自らの負担で賠償しうるから必要がないとして援助を拒まれる場合も予想されないではない。とくに衆議院の科学技術振興対策特別委員会が「被害者の保護に遺憾なきを期するため、政府は充分なる援助を行うと共に、あらかじめ、この被害者保護の目的に添うよう……事業者の……利益金積立等について指導を行うべきである」といふ、妙な付帯決議がなされたりすると、いったい政府や国会は必らず援助するつもりなのかどうか、甚だ疑わしいということになってしまう。原子力事業者としては無限責任を負わされているだけに、国の援助が頼みの綱であり、それだけに一六条の解釈に不安の念を禁じえないであらう。たしかに賠償措置額が主として保険の引受能力でまいった以上、これで責任を制限することはいささか無理であらうし、また国が確定額までは当然に補償義務を負うところまで踏みきれない以上、責任限度を一定の額で画することもできないであらう。しかしそれにしても、少くとも英国法のよ

うに、国が援助しなかり事業者に賠償義務はないという形において、弾力的であるにせよとにかく責任限度をきめるべきではなかったか、それによって国の援助義務は一層明確にならうし、また事業者としても一応の予見可能性を確保しえたのではないか、という疑問は残る。

原子力災害立法は、災害が生じた後の処理に関するものではあるが、現在それに期待される最大の機能は、原子力事業の滑り出しにあたっての不安と障害を除くという点にある以上、とにかくかかる不安を感じさせるといふこと自体が大きき問題であらう。

四 損害賠償措置

(1) 賠償措置の強制と種類

「原子力事業者」は賠償法七条所定の損害賠償のための資金の手あてをしていなければ、「原子炉の運転等」をしてはならない(賠六条)。第一に「原子炉の運転等」であるから、原子炉の運転や加工など二条一項各号所掲の事業のほか、これに附随してする運搬・貯蔵または廃棄もなしえないわけであり、第二に設置許可の要件ではなく常時備えていなければならぬから、たとえば原子炉の運転について許可を取消され(規制法五六条)、炉の運転自体をなしえなくなった後で

も、核燃料物質を廃棄したまたは他の者に譲渡してしまふまでは、依然損害賠償措置を講じておこなうてはならぬことになる。賠償法二条三項で規制法による許可を受けている者の中に「これらの者であった者を含む」と定めているのは、このことを示している。措置をしないで「運転等」をした者には二四条による罰則の適用があるほか、規制法による設置許可の取消、運転又は事業停止の処分がなされる(規二〇・三三・五六・六六条)。

賠償措置の種類は、(イ)責任保険と補償契約との組合わせ、(ロ)供託、(ハ)その他これらに相当する措置の三種であるが、いずれも科学技術庁長官の承認を受けたものでなければならぬ。

責任保険と補償契約は、所定額までの賠償資力を、危険の質に応じて分担するのであるから、両者が一体となされなければ賠償措置を充したことはないが、供託については補償契約によって補完する必要はない。必要な額のうち一部を保険と補償契約でまかない残りを供託でみたすことも、また確実な資力のある者による保証も、科学技術庁長官の承認があれば賠償措置となりうる。この承認は、保険と補償契約については、填補範囲が充分か、保険料・補償料が納付されたか、或いは確実とされるかなど、要するに所定の賠償措置として客観的・主観的な「穴」がないかを確認するため

であるが、承認しないと原子炉の運転等ができないため、承認・不承認を決定するには、原子力発電又は原子力船の開発について指導的立場にある通産大臣又は運輸大臣と協議しなければならぬ(賠二二条)。

(2) 賠償措置の額

賠償措置の額は、一工場若くは一事業所、つまり一サイト当り五十億円であるが、生ずるおそれのある損害の規模に応じて段階的に所要額を引下げることが予定している。従来、原子炉については、規制法による暫定措置で、熱出力百キロワット以下は一億円、一万キロまでは五億円、それ以上は五十億円の賠償措置を要すると定めており、原子炉については恐らくこれとほぼ同趣旨が政令で定められようし、また今までの暫定措置では賠償措置を要求されていなかった加工・再処理等二条一項所定の各事業についても政令で——恐らく原子炉よりは低い——賠償措置額が定められることにならう(七条一項)。

このように施設等の規模や種類によって賠償措置額を段階づけている国としては米(一七〇条b項)・独(二三二条)があるが、英(五条二項)・パリ条約(一〇条a項、七条)では画一的に金額を定めているようであり、IAEA案も責任限度と賠償措置額の基準となる単位につ

いて国内法に二種類のうちからの選択を認めようとはしているが、額自体を炉の熱出力等で段階づけることは認めていない(四一条一項、六条一項)。従ってこのまま条約が成立すれば、その批准に当り国内法との調整が問題になるが、条約が賠償措置について国による肩代りを認めることになれば、わが賠償法一六条の「援助」が賠償措置に代るものと認められぬか認められるかによって、調整の要否がきまることにならう。

賠償措置の最高額が一つのサイトにつき五十億円と定められた理由は、それ以上の損害が考えられないという明確な根拠があったためではなくて、——諸外国の賠償措置額と比較検討されたにせよ——主として、賠償措置の中心をなす保険のあり方に客観的な制約があったからである。まず賠償措置を講ずる単位としてサイトが基準となっているため、一つの敷地内にいくつもの原子炉が設置されてもそれが一サイト内であれば、一つの賠償措置で足りる。各施設(たとえば原子炉)を基準とする施設主義(西独)の方が、危険度に比例して賠償措置を要求するという要請に合するようにはみえないではないが、消極的には、同じ敷地にあるいくつかの施設が連鎖反応的に巨大な事故をおこすおそれは殆んどないこと(規制法による許可は各施設毎になされ、その位置・構造・設備が災害防止上支障がない

と認められた場合にのみ許可される、四 I 3、一四 I 3、一四 I 4、五三 I 3)、また積極的には、同一サイト内のどの施設によって原子力損害が生じたか区別し難い場合には、いくつかの施設による損害として賠償請求がなされることになり、各施設についての保険金額をきめておいても、それが無意味になるおそれがあるという理由により、わが国の保険ブールや英国の再保険者がサイト主義を貫ぬいたためである。外国では英国法(四一条一項)がこれをとっている。

つぎに五十億円という金額が算出されたのは、わが国の損保二十社が原子力ブールを結成して引受けるにしても、保険の健全な経営のためには、原子力保険の最高保有額は、各社の資本金及び資本勘定積立金の合計額の五%を超えないとの前提がとられたため、財産保険と責任保険を合わせて十五億であり、そのうち七億五千万を責任保険にまわしても、海外とくにロンドンの保険市場で再保険の引受けを得られる金額が四十億円ないし五十億円であったからである。

(3) 総額制限と復元命令

「原子炉の運転等」にあたっては以上の賠償措置を常時備えなければならぬから、たとえ一旦事故がおきて責任保険から五億支払われた後でも、「原子炉の運転等」を続けるには、やはり五十

億の賠償措置を要するはずである。そこで保険金額が——自動車損害賠償責任保険のように——一事故当りいくらかか、一年当りいくらかという形で定められておれば問題ないわけであるが、原子力損害には遅発性という特性があるため、二回以上の事故がおこった場合、一つの原子力損害がどの事故によって生じたか判別しえなくなるおそれがあり、従って保険金額の意味がなくなってしまうことが懸念される。そのためわが国の責任保険は、総額責任制限 (aggregate limit) の方式をとり、ある年度に事故がおきた場合には、その年度の支払済保険金と未払保険金との合計額を当初の保険金額から控除した残額をもって、次の年度の保険金額とすることにした。つまり保険期間は一年であるにもかかわらず、毎年必ず五十億の保険契約が更新されるわけではなく、原子力損害が生ずる度に保険金額が漸減してゆき、一サイトについて何年か後に合計五十億円の保険金が支払われれば、もはや更新されないこととなる。つまりこの場合の保険金額はファン

ドに近い機能を果たすとも云えよう。そこで第三者保護を徹底しようとする場合、保険金額が所定の賠償措置額を割った場合には、その差額を供託等保険以外の賠償措置で補充しなければ「原子炉の運転等」を一切行ないえないと定めることも考えられる。しかし第一に、いかに

少額でも常に差額については供託等せよというのには硬直にすぎない(たとえ一炉だけの施設で事故をおこしたため炉の運転をやめてしまい、使用済燃料の貯蔵・運搬など附随作業だけを行なっている場合には、直ちに供託させるまでのこととはない)、第二に保険としても絶対に復元できないわけではなく、被害が続発する心配のない小規模な事故や、災害の調査が完了して別の事故による賠償との重複を防止しようの見通しがついた場合には、割増保険料をとった上で保険金額の復元に応じようとの態度がとられている。そこで賠償法では、保険金額が賠償措置額以下になったときでも直ちに供託

その他の措置を強制しないで、英国法(五一条)に倣い、科学技術庁長官が賠償の履行を確保するために必要と認めるときに、所定の額まで損害賠償措置を復元すべきことを命ずることとし(賠七条二項、なお、命令する場合には、関係大臣と協議を要する。賠二二条)、それまでは減少した額のまま「原子炉の運転等」を継続してよいこととした(賠七条三項)。弾力的な方法であるだけに、その功罪は運用如何にかかっているが、問題の余地があるのは、復元命令が今後の賠償確保の必要という第三者保護の見地から発せられるのに対して、保険会社が復元に応じうるか否かは、前述のように、既に生じた事故による災害の規模につい

て見通しがついたかどうかという見地からきめられるわけであるから、保険が復元命令に応じえない場合には(締約強制はない)、原子力事業者は供託等の措置を講じなくてはならなくなるという懸念が残る点であろう。

(4) 原子力災害補償契約

民営の、しかも外国へ的大巾な再保険を前提とする責任保険には、填補範囲についていくつかの制約があり(いわゆる保険の客観的なあな)、また契約者に落度があったため保険金の支払を受けえない事態(いわゆる保険の主観的なあな)も絶無とは断定しえない。そこでこのような保険でうめることができない原子力損害の賠償による損失を填補するため、国が事業者と「原子力損害補償契約」を締結することにした(賠一〇条)。その主たる内容は補償契約法で規定したが、細目は業者との契約で定められることになるという意味で表裏一体の関係に立ち、またいくつかの点で責任保険の技術を取り入れてはいるが、法律的には全く別の契約であって、保険契約の有無によって効力を左右されない。

(イ) 補償損失については、保険で填補しえない損失というような包括的な規定の仕方をとらず、契約法三条で限定列挙している。第一に地震・噴火による原

子力損害については保険が全く填補しないから、(約款八条四号)賠償法三条一項但書で原子力事業者が免責される大地震・大噴火でないかぎり、すべて補償契約の対象になり(契三条一号)、第二に、施設の損壊・故障・誤操作がなく、許容線量以下の放射性物質しか放出していない場合でも、その放射性汚染が累積して(たとえば逆転層により放射性物質の「吹きだまり」ができたような場合)原子力損害を生ぜしめることが考えられる。しかし責任保険では、自然放射能や他のサイトの施設から出た放射能と当該のサイトから出た放射能とが累積して損害を生ぜしめる場合も考えられるという理由により、このような「正常運転」による損害は填補しないことにしている(約款九条一号)。そのためこれを補償契約によって填補することにしているが(契三条二号)、こんどは補償損失の有無をめぐって右のような技術的困難が出てくることになる。原子力施設としては常に気象観測やモニタリングを行なうことによってこれを解決することになる。

第三はいわゆる後発性損害であって、保険では事故発生後十年経過後に請求された損害については、事故と被害との因果関係の立証や保険の経理が困難になるという理由でこれを填補しない(約款九条三号)。そこでこれを補償損失としたが(契三条三号)、保険でうめることのでき

ない原子力損害は、実質的にはすべて本条または政令で拾う建前であるため、本号では、損害「発生の原因となった事実」自体が地震・噴火のように保険の免責事由になっている場合の遅発性損害は、——他の各号で補償損失となるのを考え方のもとに——これを除いている。しかし原因事実自体が保険の填補範囲に含まれておれば、その事故による損害につき保険金が支払われたか否かは問わない。

従って第一に問題の余地があるのは、告知義務違反や保険料未納等のいわゆる保険の主観的なあながあった場合に、これを契約法三条四号に基づく政令で拾わないと、被害者が十年前に請求すると、補償損失にもならないけれども、十年後に請求すると補償損失になるという不均衡を生ずることになるという点である。

第二は、被害者から賠償請求のあった日を基準にせざるをえないが、賠償法は原子力損害の賠償請求権の時効についても民法(七二四条)の一般原則に委ねているため、事故の後七年から十年までの間に損害が発生した被害者については、十年経過前に請求すれば保険で填補されるが、それ以後に請求すると国の補償損失になるという点である(事故後七年を経過する前に損害及び加害者を知ったときは、その後三年以内に請求しないと時効になるから保険でしか填補されないし

事故後十年を経過した後知って請求したときは国の補償損失にしかならない。なお、二十年以後に請求があっても原子力事業者は時効を援用しうから、本身による補償損失にはならない)。このように補償責任を、第一次的な義務者たる保険プールから国へ被害者が自由に移しうるのを避けるため、十年以内に生じていた損害については、被害者がその期間内に賠償請求をしなかったことについてやむをえない理由があったときに限って国が補償することにした。従ってかかる理由がないときは、原子力事業者が賠償を履行しても、保険によっても補償契約によっても填補されないことになる。

後発性損害について第三に問題になるのは、同一事故による後発損害であっても、十年経過前に請求されたものは国の「援助対象」(賠一六条一項)になるが、十年後に請求されたものは補償損失になるという場合が出てくることである。たとえば同一事故により八年目までに四十億の保険が支払われ、九年目に十五億の後発損害が出ると、保険でうめられない五億は国の援助対象になるが、もし十五億の後発損害が十一年目に出たとすると、こんどは補償損失(契三条三号)として金額填補されることになって均衡を失する。もちろん国としては「援助」か「補償」の相違はあれ支払を要することには変りないが、これを補償損失とする

と、業者としては契約上の権利として請求しうる反面、以後補償契約によって填補される金額が減少することになるため、復元命令が出されると金額十五億円の第二の補償契約を締結しなければならなくなる(次の(四)参照)。そこで契約法七条二項では、保険によっても填補されるはずの原因事実によって補償損失(具体的には後発性損害)が発生したときは、たとえ十年経過後に請求された場合でも、賠償措置額から保険によって填補される額(四十億)を控除した額(十億)しか補償しないこととし、それを超える五億はやはり国の援助対象になることにしている(復元命令が出て十億の補償契約を締結すれば足りる)。

以上はいずれも、いわば客観的な保険のあなであるが、このほか告知義務違反、保険料未納、事故発生時の通知義務違反等により保険金が支払われない場合には、いわば主観的なあなが出てくる。しかしこれらのうち相当部分は、規制法による設置申請の内容と保険約款とを調整したり、行政上の監督を行なうことによって、事実上完全に予防できるため、四号に基づく政令では、それでも残るあな(主務大臣への届出やその許可を要する施設変更は、同時に保険会社にも通知しなければならぬが、業者が届出・許可なしに変更したような場合は、行政監督上も通知義務違反を防止しえな

いことになる)を政令で拾うことにな
る。なお、この場合は被害者保護のため
一旦補償はするけれども、原子力事業者
に落度があったために予定されていた保
険金が支払われなくなったのであるか
ら、原子力事業者から国に返還させるこ
とにしている(契一三条一項)。

(四) 補償契約額は原則として「賠償
措置額」と同額であるが、次の場合には
これ以下になる。第一に供託等責任保険
以外の賠償措置がなされたときは、「賠
償措置額」から供託等の額を控除した額
になる。第二に、補償契約の期間は契約
締結のときからそのサイトで「原子炉の
運転等」をやめるときまでであつて(契
五条)、その期間を通じてたとえ五十億
円という契約が締結されるため(契七条
一項、総額責任限度の考え方である)、一
旦補償損失が発生して填補(十億円)が
なされると以後その補償契約によつては
残額(四十億)しか補償されないことに
なる。つまり保険は五十億あるがその六
をうめるべき補償契約は四十億しかない
ことになるため、復元命令(賠七条二項)
がなされると、二番目の補償契約を締結
する必要がある。契約法四条が「他の補
償契約が締結されている場合においては
当該の補償契約の締結により……賠償に
充てる金額を控除した額」と定めている
のは、右の例で二番目の補償契約は十億
円になることを示したものである。保険

では保険金額の復元という形で処理され
ている問題が、ここでは別の契約による
補完という形で処理されているわけであ
るから、補償契約の金額自体の合計が五
十億を超えることも、また「原子炉の運
転等」をやめるときまでに支払われた
補償額の合計が結果的に五十億を超える
こともありうるが、将来の賠償措置とし
て五十億以上の補償契約が確保されてい
るといふ状態が出てくることはありえな
いわけである。

(五) その他補償契約について注目さ
れる点は、第一に、原子力事業と被害者
保護のため、政府の任意解除権を否定し
て(契一四条、これに対して事業者の申
込に必ず義務は法定されていない)事
業者に一定の義務違反があつた時にのみ
解除権を認め(契一五条一項)、この場合
でも事業者に他の賠償措置を講ずるか
「原子炉の運転等」をやめる余裕を与え
るため九十日の猶予期間を認め(同二
項)、さらに被害者保護のため、この猶予
期間中に生ぜしめた原子力損害、政府に
対する通知義務違反があつた事実に基づ
く損害、保険について義務違反があつた
ため保険で填補を受けることができなく
なつた損害についても、政府は一旦事業
者に補償して賠償義務を履行させた後で
事業者から返還させるといふ構想をとつ
ている点である(契一三条)。これらの点
は、補償契約のうち一定の重要な条項違

反について「過怠金」の徴収を定めた契
約法一六条とともに、いわば「きめの細
かい」立法といえよう。第二に注目され
るのは、補償料について「補償損失の発
生の見込み、……事務取扱費等を勘案し
て」きめるといふ基準を示している点で
ある。この文言は、一方で保険料と同じ
基準をとるものではないことを示しては
いるが、反面においてアメリカの国家補
償についてとられているような国の事務
取扱費だけで足りるといふ立場をとるも
のでもないことを示している。結局は保
険料率や外国の例を参酌し、政策的配
慮を加味してきめるはかないであろう
が、そもそも三条所掲の補償損失発生
の見込みが甚だ立てにくいものであるだけ
に、どの程度の補償料が決定されるか、
原子力事業者の立場からは注目をひく点
であろう。

五 その他

第一に支払手続については、答申では
原子力損害賠償処理委員会という行政機
関を設けて、損害の調査、支払に関する
計画・方法の樹立・実施のほか、損害賠
償に関する紛争の処理を行なわしめ、そ
の裁決については公正取引委員会のそれ
のように、第一審判決に代る効力を与え
ようとしていた。その理由は、多数の被
害者が出てくる原子力損害では、個別的
に訴訟がおこされるのが不経済であるだ

けでなく、また少くとも第一次的には専
門的な機関が処理にあたるのが適切で
あり、さらに国の補償を加えても全損害
を完全に賠償しえないような事態が生じ
た場合には、一種の破産手続に類する支
払方法をとらなければならないが、その
ためには統一的な計画の下に賠償の支払
を行なう必要があると考えられたため
である。しかし賠償法は、国の援助は無制
限に行なうという建前をとつたため資金
を比例配分するという問題はおきてこ
ないはずであるし、また事故発生の際に
が極めて小さいため常置の機関にする必
要はないとの考えに基づいて、これを必
要な都度設ける臨時的な機関とし、さら
にその権限についても和解の仲介に限つ
て、これを原子力損害賠償紛争審査会と
いう形におさえている(賠一八条)。たし
かに常置の機関とする必要があるかは問
題であろうが、一旦事故が生じた場合に
は、その評価についても統一的な処理が
必要になるのではないか、従つて審査会
に相当大巾な権限を認める必要が出てく
るのではないかと思われる。

第二に賠償法は因果関係の立証につい
て格別の規定をおいていない。恐らく相
当緩やかに認められるではあるが、理
論的にはとくに後発性損害の場合、自然
放射能の問題もあつて被害者に立証させ
ることが酷な事態も考えられる。

をもつ余地がないと断定するに足りる制度的保障なりその他の根拠の存すること認めるに足りる証拠はない。殊に本件の場合においては「X₁、X₂の組合活動をその勤務先である現地の軍当局が極度に嫌つてた事情があり、しかもその上級司令部が現地当局とは全然無関係に右兩名に対する保安解雇についての決定をしたという特段の事情のあつたことについて何らの立証もされていない以上、X₁、X₂を保安解雇すべきものと決定した軍当局に絶対に対不当労働行為の意思がなかつたものとは結論し得ない」。更に、右兩名に対する保安解雇の基準とされたのは、「X₁については昭和二七、八年頃から、東京都内の同人の住所において附属協定第六九号第一一条a項(2)号に掲げる容疑団体の構成員と密接な連絡に連携していた外、右団体の印刷物を住所において配布し、職場においてこれを公開したこと」と、「X₂については、前同一の頃から東京都内において前同様の容疑団体の構成員と目される者と密接な連絡があつたこと」とであり、ともに右附属協定第一一条a項(3)号に該当するものであるが、右容疑団体の印刷物を職場において公開したというのが、「アカハタ」を職場において読み聞かせたとの事実を指すものであるといふことのはかは、如何なる具体的行為があつたかについては原告から主張も立証もなく、これを考え合せると、X₁、X₂に対する保安解雇の決定的な理由は、「軍が右兩名の組合活動を嫌悪し、これをその職場から排除しようとした点にあるものと推認せざるを得ない」。

三 二 駐留軍労働者の保安解雇が最終的には軍当局の決定するところに委ねられてはいるものであるからには、叙上のよる軍の意図に基いて、原告からX₁、X₂に対してなされた保安解雇の意思表示は、労働組合法第七号第一号に抵触するものといわなければならない。〔評釈〕保安解雇については、すでに多くの判例があり、理論構成もほぼ確定している。本件判旨も、従来の判例理論にしたがうものであり、理由、結論ともに正当である。

一 保安解雇と不当労働行為の関係につき、保安解雇が「合衆国の保安に危険又は脅威となる」との認定のみに基くものであつて、この認定は専ら駐留軍の主観的判断に止り、客観的に保安基準に掲げる事実の存在を要求しているものと解することはできないばかりでなく、また事からの性質上主観的判断が客観的に妥当であるかどうかの評価を許さない趣旨のものとして解すべきものであることは判例も認めている(昭和三〇・四・三三東京地決労民集六卷三三三三頁)。しかし、その解雇が害意をもつて他の不当の目的を達成するためのものである場合は解雇権の濫用となり(同上東京地決、不当労働行為の意図をもつてなされたときは不当労働行為に該当する。本件判旨も特に言及はしていないが、当然にこのことを前提とするものである。

二 右に述べたように、保安解雇が、具体的に保安上危険であることの事由および資料を公開することを必要としただけに、不当労働行為意思の立証ないし

は認定には困難をとまらう。ことに、保安解雇の決定が、上級機関ないしは対組合関係部局と異なる部局において行なわれるときは認定は難しい。しかし、従来、判例は、上級機関においては不当労働行為の意思をもち得ないとする論拠はなく、下部からの上申によつて保安解雇が行われることもあり(昭和三二・一一・二八東京地判労民集八卷六九八二頁)、駐留軍労働者の人事関係と組合関係が別個の所管に属していても、特別の事情のない限り人事係において、保安係を通じて労働者の組合活動を認識しているものと認めるのが相当であるとされている(保安解雇ではないが、昭和三〇・二・二〇東京地決労民集六卷一四八頁)。本件判旨も同趣旨であるが、妥当な見解であろう。そして、保安解雇の理由については、前述のように「客観的に保安基準に掲げる事実の存在を要求しているものと解することはできない」としても、すでに明らかに不当労働行為に該当する事実が主張され証明されているときは、これに對抗して積極的に保安上危険である理由の主張のない限り不当労働行為の成立を認めるべきは当然のことである。

三 駐留軍の要求のあつたときは、国は当該労働者を解雇せざるを得ず、自ら決定することができなくとも、「雇主たる日本国当局が任意に契約によつてその裁量権を使用する駐留軍に任せたものと解すべく、駐留軍の契約担当官のなした裁量はそのまま日本国当局が駐留軍労働者に対してなした裁量であり、駐留軍の契約担当官が解雇の意思表示をなすに至つた意図はそのまま日本国当局が駐

留軍労働者に対し解雇の意思表示をなすに至つた意図であると解する」見解(前掲昭和三〇・二・二〇東京地決)は、判例の一致してついでるところである(昭和三二・八・二〇東京地判労民集七卷四七一九頁、昭和三一・一〇・一七同地判同集七卷五九二二頁、昭和三一・二・二四同地判同集八卷一八二頁、昭和三一・六・四同地判同集八卷三三九二頁、昭和三一・一一・二八同地判同集八卷六九八二頁)。本件判旨もこれにしたがうが、当然である。

結局、本判旨は従来の判例にそつものであり、相当である。(秋沢清彦)

原子力損害二法の概要続き
(三九ページから)

事故が発生したときには、一定の地域を指定して、その地域内住民の健康管理を行ない、併せて因果関係の立証を容易にするような措置を講ずる必要もあるのではないかとと思われる。

以上で二法についての蕪雑な説明を終えるが、二法成立前にその問題点を論じたものとしては、日本原子力産業会議「原子力災害補償問題研究報告書」第三者補償問題を中心として、加藤「原子力災害補償立法上の問題点」(本誌一九〇号)、鈴木・星野・竹内「シンポジウム・原子力災害補償」(私法二二二号)等があるので併せて御参照願いたい。なお、スエーデン法については、法文を入手できなかったため、法案によつて引用した。(筆者・東京大学助教)